

障害者総合支援法の平成30年度施行等について

平成29年3月16日

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課給付管理係

このページは空白です。

1. 改正障害者総合支援法等の施行について

このページは空白です。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

趣 旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概 要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してき低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日)

国民健康保険団体連合会への審査事務の委託に関する規定を整備

障害福祉サービス等に係る給付費の審査について（法改正関係）

1. 背景

- 障害者自立支援法の施行(H18.4)から10年が経過。事業として定着するとともに、規模が大きく拡大。
 - ・給付費額 H20年度：8,348億円 ⇒ H26年度：1兆9,967億円
 - ・利用者数 H19.11 : 51.8万人 ⇒ H27.3 : 136.5万人
 - ・請求事業所数 H19.11 : 37,415ヶ所 ⇒ H27.3 : 90,311ヶ所
- 社会保障審議会障害者部会の報告書（平成27年12月14日）において、「国民健康保険団体連合会について、審査を支援する機能を強化すべきである」と提言。

2. 現状

- 現在、自治体から国保連に対し、障害福祉サービス等と障害児支援の「支払」が委託されている。支払事務を円滑に行うため、国保連が一括して請求受付し、自治体審査にまわすまでの間に、都道府県や市町村から預かっている事業所や受給者の情報と突合し、疑義のあるものは「警告」、誤っているものは「エラー」とし、自治体に提供されている。
 - 【警告事例】(H26年度：106万件)
 - ・ 正常か誤りを含んでいるか判断できない請求（サービス提供実績記録票の記載誤り等）。
 - ・ 国保連から市町村に「警告一覧表」を報告。市町村は請求明細書を審査し、請求内容どおり支払いを行うかどうかを判定。
 - 【エラー事例】(H26年度：32万件)
 - ・ 誤りを含んでいると判断できる請求（加算対象でない障害福祉サービスに加算等）。
 - ・ 国保連から市町村に「エラー一覧表」を報告。エラーが解消されない場合、事業者に請求明細書を返戻。

3. 改正法について

- 給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、昨年成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、自治体が国保連に障害福祉サービス等に係る給付費の「審査」を委託することを可能とする旨の規定が盛り込まれた。（平成30年4月施行）
- 国保連において実施する「審査」とは、自治体が支給決定したサービス量や内容についての妥当性や適否を判断するものではなく、支給決定の内容を前提として、受給資格や請求書の記載誤りの有無、報酬の算定ルールに合致しているか、さらには提供されたサービス内容が支給決定の範囲内であるか等を客観的に判定することを意味する。また、国保連だけでは判断できない場合には、引き続き、自治体が責任をもって判断することとする。
- 詳細の取扱いについては、今後検討を進めていく。

改正障害者総合支援法の施行について

～今後のスケジュール(予定)～

時期	内容
平成29年2月	基本指針(厚生労働省告示)の改正案のパブコメ
平成29年3月目途	基本指針(厚生労働省告示)の改正
平成29年春頃～	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方自治体において第5期障害福祉計画の策定作業 ・改正法に関する関係政省令等の改正について、社会保障審議会障害者部会で議論 <p>※報酬改定については別の検討会で議論</p>
～平成29年夏頃	<p>改正法に関する関係政省令の改正(平成30年4月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しく創設するサービス(自立生活援助、就労定着支援等)に係る支援の対象者、内容、期間 ・介護保険サービスの利用者負担軽減措置の対象者、軽減額 ・情報公表制度関係(公表する情報など) <p style="text-align: right;">等</p>
～平成30年3月目途	報酬改定に関する関係省令等の改正(サービスの報酬額、サービス事業者の指定要件関係)
平成30年4月	改正法の施行

このページは空白です。

2. 平成29年度障害福祉サービス等報酬改定について

このページは空白です。

平成29年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

1. 改定率について

- 平成29年度障害福祉サービス等報酬改定は、障害福祉人材の処遇改善について、平成29年度より、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施するため、臨時に1.09%の報酬改定を行うものである。

2. 平成29年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的考え方とその対応

- 事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分を新設する。
- 新設する区分の具体的な内容については、現行の福祉・介護職員処遇改善加算（I）の算定に必要な要件に加えて、新たに、「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること（就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む）」とのキャリアパス要件を設け、これらを全て満たすことを要することとする。
- 上記に伴う、福祉・介護職員処遇改善加算の区分と加算率等については、次頁以降のとおりとする。

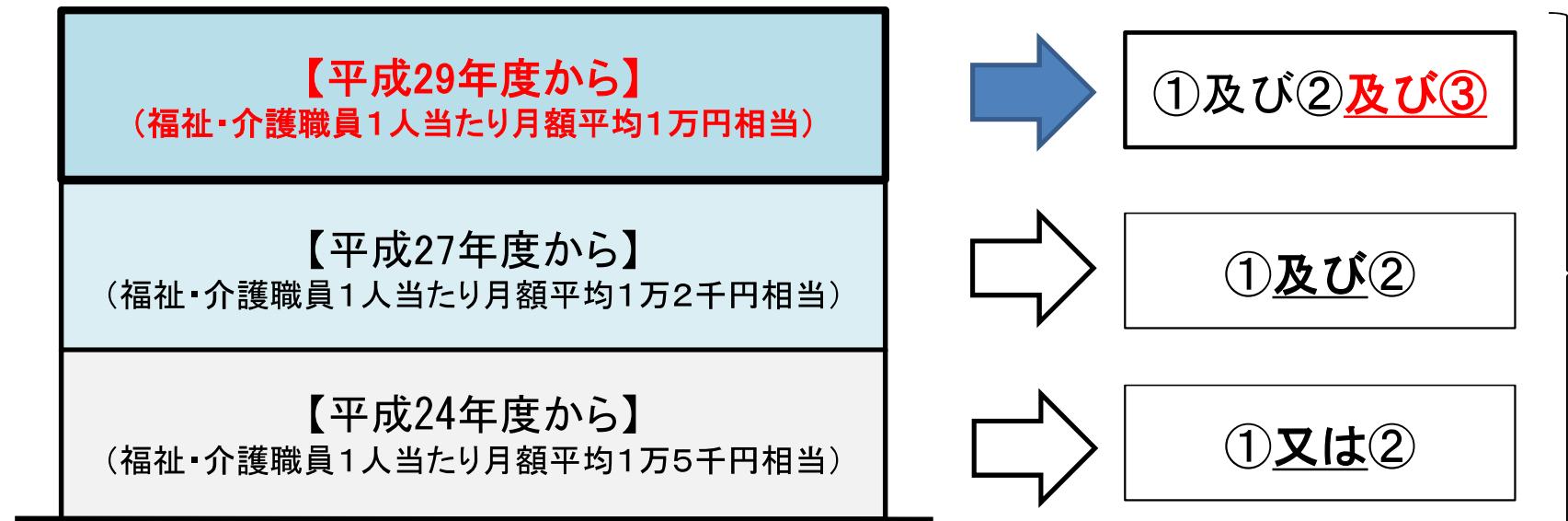
障害福祉サービス等における福祉・介護職員の処遇改善 (福祉・介護職員処遇改善加算の拡充)

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、平成29年度から、福祉・介護職員の技能・経験等に応じた昇給の仕組みを構築した事業者に対して、新たな上乗せ評価を行う加算を創設。(報酬改定)

キャリアパス要件

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む。

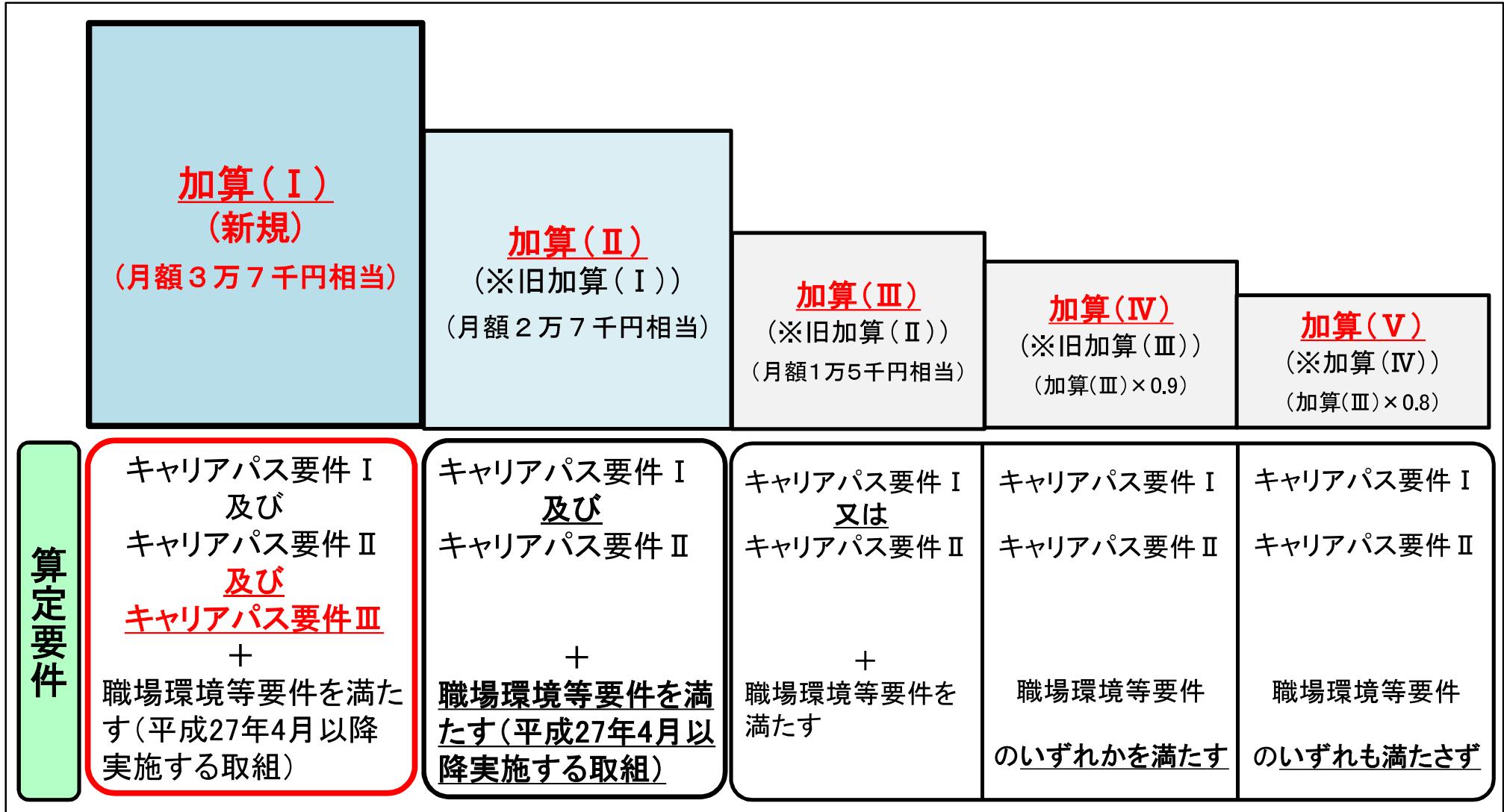
- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること(新設)



左記の要件を満たせば、原則として、加算を取得可能

※ 障害福祉サービス事業者は、加算として得た額以上の賃金改善を実施することが求められる。

福祉・介護職員待遇改善加算の区分



(注) 「キャリアパス要件Ⅰ」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
「キャリアパス要件Ⅱ」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
「キャリアパス要件Ⅲ」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
「職場環境等要件」…賃金改善以外の待遇改善を実施すること
※就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む。

処遇改善加算（拡充後）におけるキャリアアップの仕組みのイメージ

現行の加算

職位・職責・職務内容等に応じた賃金体系

職位	月給例
主任	36万円
班長	32万円
一般	28万円

どのような場合に昇給するのかが必ずしも明らかでない。

新しい加算

事業者において以下の①～③のいずれかに応じた昇給の仕組みを設けることを新たに要件とする

（就業規則等の明確な根拠規定の書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む）※昇給の方式は、基本給、手当、賞与等を問わない。

(例) ①経験		
職位	勤続年数	月給例
主任	6年～	36万円
班長	3～6年	32万円
一般	～3年	28万円

(例) ②資格		
職位	資格	月給例
主任	事業者が指定する資格を取得	36万円
班長	介護福祉士	32万円
一般	資格なし	28万円

(例) ③評価		
職位	実技試験の結果	月給例
主任	班長試験でS評価	36万円
班長	一般試験でA評価以上	32万円
一般	一般試験でB評価以下	28万円

※1 「経験」…「勤続年数」「経験年数」などを想定。

※2 「資格」…「介護福祉士」、「社会福祉士」、「PSW」などを想定。ただし、介護福祉士資格等を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

※3 「評価」…「実技試験」「人事評価」などを想定。ただし、客観的な評価（採点）基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

福祉・介護職員処遇改善加算に係る加算率について

1. 加算算定対象サービス

サービス区分	福祉・介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算率					福祉・介護職員処遇改善特別加算
	加算 I	加算 II	加算 III	加算 IV	加算 V	
居宅介護	30.3%	22.1%	12.3%			4.1%
重度訪問介護	19.2%	14.0%	7.8%			2.6%
同行援護	30.3%	22.1%	12.3%			4.1%
行動援護	25.4%	18.5%	10.3%			3.4%
療養介護	3.5%	2.5%	1.4%			0.5%
生活介護	4.2%	3.1%	1.7%			0.6%
重度障害者等包括支援	2.5%	1.8%	1.0%			0.3%
施設入所支援	6.9%	5.0%	2.8%			0.9%
自立訓練（機能訓練）	5.7%	4.1%	2.3%			0.8%
自立訓練（生活訓練）	5.7%	4.1%	2.3%			0.8%
就労移行支援	6.7%	4.9%	2.7%			0.9%
就労継続支援 A型	5.4%	4.0%	2.2%			0.7%
就労継続支援 B型	5.2%	3.8%	2.1%			0.7%
共同生活援助（指定共同生活援助）	7.4%	5.4%	3.0%			1.0%
共同生活援助（外部サービス利用型指定共同生活援助）	17.0%	12.4%	6.9%			2.3%
児童発達支援	7.6%	5.6%	3.1%			1.0%
医療型児童発達支援	14.6%	10.6%	5.9%			2.0%
放課後等デイサービス	8.1%	5.9%	3.3%			1.1%
保育所等訪問支援	7.9%	5.8%	3.2%			1.1%
福祉型障害児入所施設	6.2%	4.5%	2.5%			0.8%
医療型障害児入所施設	3.5%	2.5%	1.4%			0.5%

新加算（III）により
算出した単位×0.9

* 短期入所（併設型・空床利用型）については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所（単独型）については、生活介護の加算率を適用する。

* 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0 %

国庫負担基準について

国庫負担基準設定の考え方

障害者総合支援法では国の費用負担を「義務化」することで財源の裏付けを強化する一方で、「義務化」といっても無条件ですべて負担することは困難であり、障害福祉に関する国と地方自治体間の役割分担を前提に、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービスのばらつきをなくすために、市町村に対する国庫負担(精算基準)の上限を定めたもの。

これは個人のサービスの上限ではなく、市町村に対する国庫負担(精算基準)の上限であり、介護の必要度が高い者が多い市町村にはその人数に応じて国庫負担を行える仕組みであるとともに、同じ市町村の中でサービスの利用が少ない方から多い方に回すことが可能という柔軟な仕組みにしている。

また、訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が5%以上の市町村については、市町村全体の国庫負担基準総額の5%嵩上げを行うことにより、重度障害者に対し、適切、かつ、きめ細やかな支援を行うこととする。

なお、重度障害者の割合が一定以上であること等により、訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超過している市町村については、地域生活支援事業により助成を行うとともに、国庫負担基準をなお超過する小規模市町村(指定都市・中核市・特別区を除く)には、障害者総合支援事業費補助金による重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業により、財政支援を行っている。

平成29年度国庫負担基準

居宅介護利用者

	通院等介助なし
区分1	2,900単位
区分2	3,750単位
区分3	5,520単位
区分4	10,370単位
区分5	16,600単位
区分6	23,890単位
障害児	9,320単位

※ 別途通院等介助ありを設ける

重度訪問介護利用者

区分3※	21,220単位
区分4	26,570単位
区分5	33,310単位
区分6	47,490単位

※区分3は経過規定

介護保険対象者	14,490単位
---------	----------

同行援護利用者

区分に関わらず	12,550単位
---------	----------

行動援護利用者

区分3	14,750単位
区分4	19,870単位
区分5	26,420単位
区分6	34,340単位
障害児	18,760単位

介護保険対象者	8,820単位
---------	---------

重度障害者等 包括支援利用者

区分6	84,320単位
-----	----------

介護保険対象者	34,540単位
---------	----------

重度障害者等包括支援対象者であって重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、行動援護又は重度訪問介護を利用する者

区分6	69,070単位
-----	----------

介護保険対象者	34,540単位
---------	----------

※ 訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が5%以上の市町村については、市町村全体の国庫負担基準総額の5%嵩上げを行う。

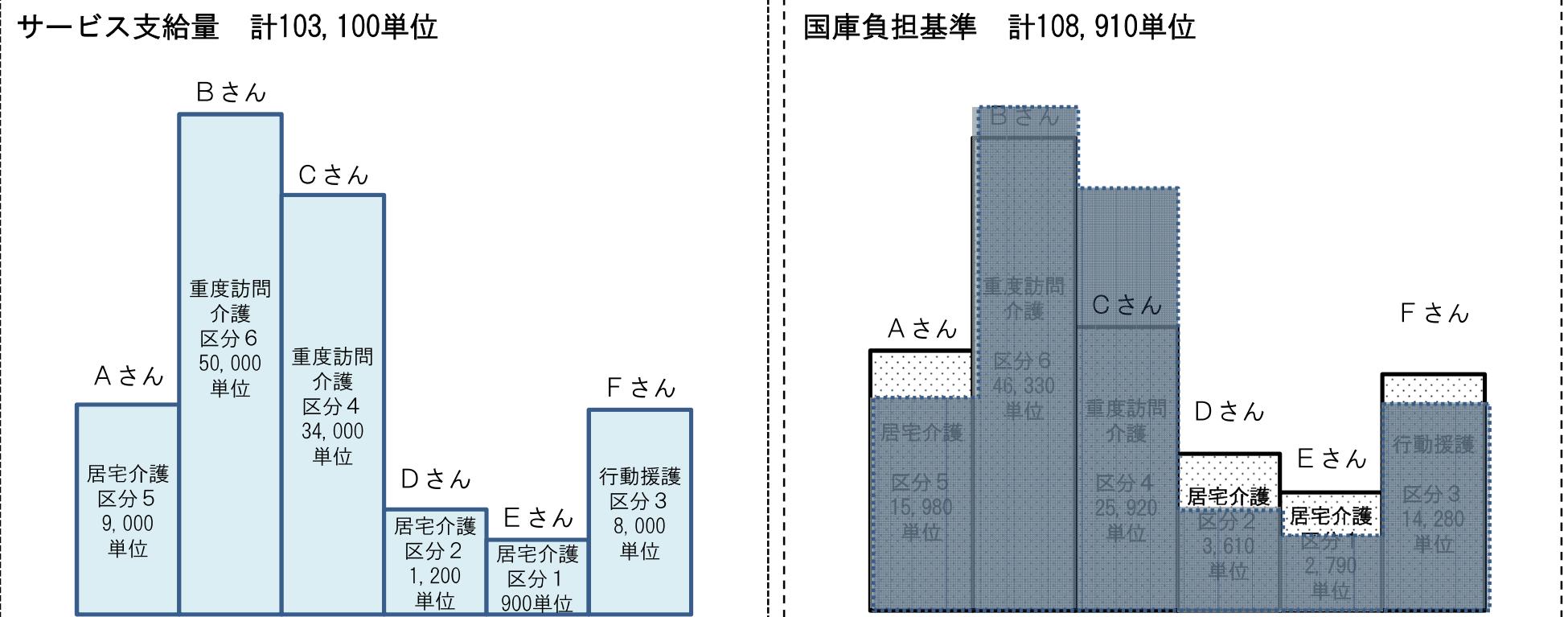
(注) 各区分の国庫負担基準額(一人当たり月額)は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たり単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額となる。

国庫負担基準の考え方

- 国庫負担基準は、利用者毎のサービスの上限ではなく、市町村に対する国庫負担(精算基準)の上限であり、サービスの利用が少ない方(サービスの上限が国庫負担基準を下回る方)からサービスの利用が多い方(サービスの上限が国庫負担基準を上回る方)に対し国庫負担基準を回すことが可能な柔軟な仕組みとなっている。

【参考:A市の訪問系サービスの国庫負担】

Aさんは「国庫負担基準>支給量」、Bさんは「国庫負担基準<支給量」など、個人ベースではばらつきがあるが、A市全体では「国庫負担基準108,910単位>支給量103,100単位」であり、国庫負担基準の枠内となっている。



平成29年度の国庫負担基準

平成27年度国庫負担基準

居宅介護対象者

区分1	2,790単位
区分2	3,610単位
区分3	5,310単位
区分4	9,980単位
区分5	15,980単位
区分6	22,990単位
障害児	8,970単位

※別途通院等介助ありを設ける

重度訪問介護対象者

区分3※	20,700単位
区分4	25,920単位
区分5	32,500単位
区分6	46,330単位

※区分3は経過規定

介護保険対象者	14,140単位
---------	----------

同行援護対象者

区分に関わらず	12,080単位
---------	----------

行動援護対象者

区分3	14,280単位
区分4	19,240単位
区分5	25,580単位
区分6	33,240単位
障害児	18,160単位

介護保険対象者	8,540単位
---------	---------

重度障害者等 包括支援対象者

区分6	84,320単位
介護保険対象者	34,540単位
重度障害者等包括支援対象者で、 居宅介護、行動援護又は重度訪問 介護を利用する者	
区分6	66,730単位
介護保険対象者 34,540単位	

平成29年度国庫負担基準

居宅介護利用者

	通院等介助なし
区分1	2,900単位
区分2	3,750単位
区分3	5,520単位
区分4	10,370単位
区分5	16,600単位
区分6	23,890単位
障害児	9,320単位

※ 別途通院等介助ありを設ける

重度訪問介護利用者

区分3※	21,220単位
区分4	26,570単位
区分5	33,310単位
区分6	47,490単位

※区分3は経過規定

介護保険対象者	14,490単位
---------	----------

同行援護利用者

区分に関わらず	12,550単位
---------	----------

行動援護利用者

区分3	14,750単位
区分4	19,870単位
区分5	26,420単位
区分6	34,340単位
障害児	18,760単位

介護保険対象者	8,820単位
---------	---------

重度障害者等 包括支援利用者

区分6	84,320単位
介護保険対象者	34,540単位
重度障害者等包括支援利用者であって、 重度障害者等包括支援を利用しておらず、 居宅介護、行動援護又は重度訪問介護 を利用する者	
区分6	69,070単位
介護保険対象者 33,370単位	

※ 訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が5%以上の市町村については、市町村全体の国庫負担基準総額の5%嵩上げを行う。

《参考》 国庫負担基準関係の条文

障害者総合支援法（平成17年11月7日法律第123号）～抄～

（都道府県の負担及び補助）

第94条

都道府県は、政令で定めるところにより、第92条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

- 一 第92条第1号、第2号及び第5号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして当該市町村における障害福祉サービス費等及び高額障害福祉サービス等給付費の支給に係る障害者等の障害支援区分ごとの人数、相談支援給付費等の支給に係る障害者等の人数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額（以下「障害福祉サービス費等負担対象額」という。）の100分の25

障害者総合支援法施行令（平成18年1月25日政令第10号）～抄～

（障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担）

第44条（略）

3 障害福祉サービス費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

- 一 障害福祉サービス費等（法第92条第1号に規定する障害福祉サービス費等をいう。）の支給に要する費用

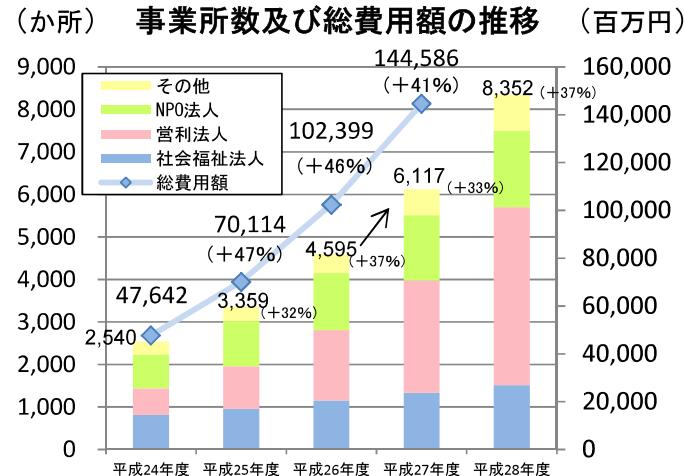
次のイ又はロに掲げる費用の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額

- イ 介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援及び常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働大臣が定める者が利用する障害福祉サービスに係るものに限る。）の支給に要する費用 当該介護給付費等について障害者等の障害支援区分、他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいずれか低い額

放課後等デイサービス、就労継続支援A型の運用の見直しについて（案）

<放課後等デイサービス>

- 総費用額(1,446億円)は、障害児支援全体の64.9%を占め、サービス創設以降、利用者数、事業所数とともに大幅に増加。
- 一方、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援※を行う事業所が増えているとの指摘がある。



※例えば、テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ

見直し案

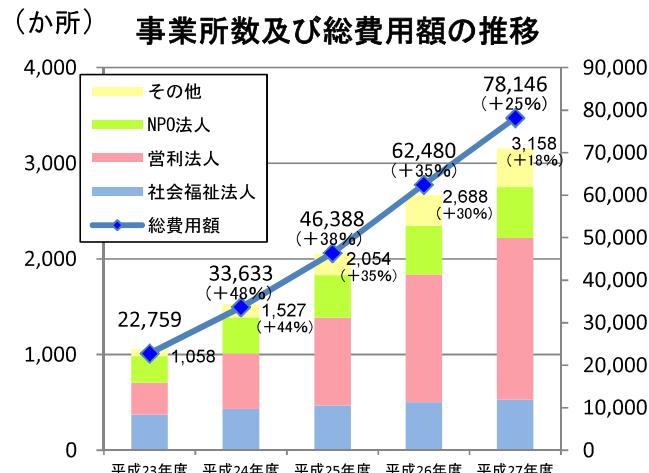
1. 障害児支援等の経験者の配置

- ① 管理責任者の資格要件を見直し、障害児・児童・障害者の支援の経験(3年以上)を必須化
- ② 配置すべき職員を「児童指導員」「保育士」「障害福祉サービス経験者」とし、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上に

2. 「放課後等デイサービスがドライイン」の遵守及び自己評価結果公表の義務付け

<就労継続支援A型>

- 総費用額(781億円)は、障害者支援全体の4.4%を占め、近年大幅に増加。
- 一方、生産活動の内容が適切でない事業所や、利用者の意向にかかわらず、すべての利用者の労働時間を一律に短くする事業所など、不適切な事例が増えているとの指摘がある。



見直し案

1. 就労の質の向上

- ① 事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となるように
- ② 賃金を給付費から支払うことは原則禁止

2. 障害福祉計画上の必要サービス量を確保できている場合、自治体は新たな指定をしないことを可能に

3. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

このページは空白です。

障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

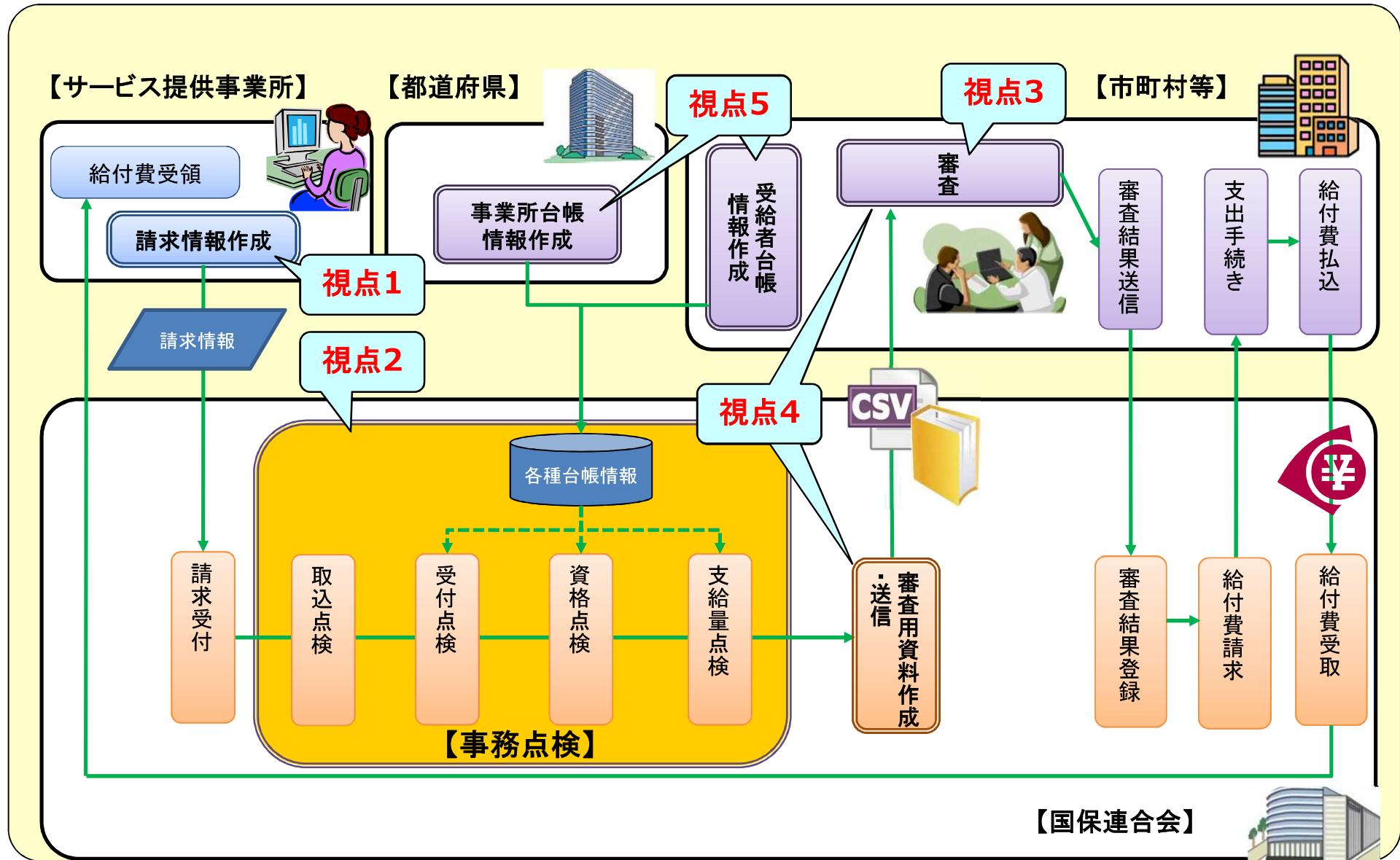
1. 改正法を受けた検討状況について

- 給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、自治体が国保連に障害福祉サービス等に係る給付費の「審査」を委託することを可能とする旨の規定が盛り込まれた。（平成30年4月施行）
- 改正法が成立したことを受け、国民健康保険中央会では「障害者総合支援法等審査事務研究会」を設置し、平成28年5月より12月にかけて計6回にわたり、障害福祉サービス等の給付費等に係る審査支払事務の効果的・効率的な実施に向けた対応について議論が行われ、報告書が取りまとめられている。報告書及び概要版については、下記のURLに掲載されている。
https://www.kokuho.or.jp/concern/concern_care.html
- 報告書では、審査支払事務で課題となっている、①事業者の請求にかかる事項、②国保連合会の一次審査等にかかる事項、③市町村等の審査事務にかかる事項、④審査用資料にかかる事項、⑤台帳整備にかかる事項といった点について、段階的に対応を行う必要があることを主な内容としている。このため自治体事務にも少なからぬ影響が生じるものと考えている。

2. 平成29年度の取組（予定）について

- 今後、審査支払事務の効果的・効率的な実施に向けて、平成29年度においては、以下のことに取り組む予定としている。なお、その他の具体的に取り組む内容及びスケジュール等については順次お知らせする。
【平成29年度の取組（予定）】
 - ・ 仮点検の実施の推奨及び実施のフォロー
 - ・ 台帳整備期間の前倒しに関する制度や運用の見直し、その内容の周知
 - ・ 自治体向けの台帳情報整備に係る事務処理マニュアルの作成
 - ・ 自治体・国保連合会の新規担当職員等への研修会の検討及び実施
 - ・ 平成30年度以降、実施又は段階的に実施する事項（※）に関する具体的な内容及びスケジュール等の検討
- ※
 - ・ 簡易入力システム、取込送信システムの点検強化
 - ・ 事業所台帳情報参照機能の追加
 - ・ 一次審査の実施に際して取り組む、警告からエラーへの段階的な移行や点検内容の拡充、一次審査結果資料の作成等
 - ・ 台帳情報等を自治体が参照する機能の追加
 - ・ 事業者への研修

審査支払事務の流れと課題整理の視点



事 項		現状及び検討課題	対応案
視点 1	事業者の請求にかかる事項	<p>① 事業者の単純ミスから生じる警告やエラーによる返戻を減らすため、システムのチェック機能を拡充してはどうか。</p> <p>② 事業者の制度内容や請求方法について理解が十分とはいえないため、集団指導等のような研修を行ってはどうか。</p>	<p>① 事業所が利用する、簡易入力システム、取込送信システムについて点検機能を拡充する。</p> <p>② 事業者向けの研修を実施する。</p>
視点 2	国保連合会の一次審査（※）等にかかる事項	請求情報に誤りがあるが、国保連合会の事務点検（一次審査）においてエラーや警告にならないものがあるので、国保連合会での点検機能を拡充してはどうか。	<p>① 既にシステムとして対応可能となっている、事務点検前（1～10日頃）に点検を行う機能（仮点検）の活用を図る。</p> <p>② 国保連合会による一次審査の結果を市町村等へ提供するため、新たに「一次審査結果資料」を作成する。</p> <p>③ 機械的に点検可能なものについて、点検内容を拡充し、一次審査を的確に実施できるようにする。</p>
視点 3	市町村等の審査事務にかかる事項	制度や事務処理方法を理解した職員の確保が難しい等の状況にある市町村等の審査事務負担を軽減するため、事務点検により、警告としているものをエラー・査定へと移行し、警告の件数を減らすことや、市町村等職員に対する研修を実施してはどうか。	<p>① 警告からエラーへの段階的な移行により、市町村等の審査事務負担を軽減する。また、市町村において特に確認が必要となる警告を「警告（重度）」として区分する。</p> <p>② 自治体・国保連の新規担当職員等に対し障害者総合支援にかかる給付事務を行う上で必要となる業務知識の習得を目的とした研修を実施する。</p>
視点 4	審査用資料にかかる事項	<p>① エラー・警告が生じている原因の特定を容易にするため、点検結果資料を見直してどうか。</p> <p>② エラー・警告に的確に対応するため、事務処理マニュアルを作成してはどうか。</p>	<p>① 一次審査結果資料に出力する項目やメッセージ内容について、わかりやすい内容とする。</p> <p>② 市町村等における審査事務に係る事務処理マニュアルを作成する。</p>
視点 5	台帳整備にかかる事項	台帳への記載内容が不備であるために生じているエラー・警告の件数を減らすことや、エラー・警告に的確に対応するため、台帳情報の正確性を高める対策を講じてはどうか。	<p>① 事業所、市町村等が国保連に登録されている台帳情報を参照できるようにする。</p> <p>② 台帳誤り等を早期に解消し、一次審査でのエラー対応や審査期間中の作業負荷の低減を図るため、市町村・都道府県による台帳情報整備を前倒しして実施できるようにする。</p> <p>③ 自治体向けの台帳情報整備に係る事務処理マニュアルを作成する。</p>

※ 審査機能追加前（現行）においては、「事務点検」という。